

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年３月１３日

長野地方法務局 登記官 小 池 裕
記

１ 手続番号

- (１) 第１０００－２０２５－０１１０号
- (２) 第１０００－２０２５－０１１２号
- (３) 第１０００－２０２５－０１１３号
- (４) 第１０００－２０２５－０１１４号
- (５) 第１０００－２０２５－０１１５号
- (６) 第１０００－２０２５－０１１６号
- (７) 第１０００－２０２５－０１１７号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (１) 長野市大字大豆島字外新田７１０５番又
- (２) 長野市大字大豆島字外新田７１０５番ホ
- (３) 長野市大字大豆島字外新田６９１５番３
- (４) 長野市大字大豆島字外新田６９１５番５
- (５) 長野市大字大豆島字外新田６９１６番３
- (６) 長野市大字大豆島字外新田６９４６番３
- (７) 長野市大字大豆島字外新田６９４７番５